

(案)

久喜駅西口周辺地区権利者の会規約

(名称)

第1条 本会は、久喜駅西口周辺地区権利者の会（以下「権利者会」という。）と称する。

(目的)

第2条 権利者会は、別図に示す久喜駅西口周辺地区（以下「当該地区」という。）の土地利用推進に向けて、事業の円滑な進捗を図るとともに、地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 権利者会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 当該地区の土地利用推進に関する協議及び関係者との調整に関すること

(2) 権利者意向の把握に関すること

(3) まちづくりに関する勉強会に関すること

(4) 事業化に向けた合意形成に関すること

(5) 事業パートナーの選定に関すること

(6) その他目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 権利者会は、当該地区内に存する土地の所有者及び建物の所有者で組織し、参加を希望される方を会員とする。

(役員)

第5条 権利者会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 幹事 若干名

(4) 会計 1人

(5) 監事 2人

2 役員は、会員の中から互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、役員が途中で交代した時は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任することができる。

(役員の職務)

第6条 役員は、役員会を構成し、第3条に定める事業の執行を決定する。

2 会長は、会務を総理し、権利者会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長が職務を代理する。

- 4 幹事は、第3条に定める事業推進のための調査、研究及び連絡調整を行う。
- 5 会計は、会計に関する事務にあたる。
- 6 監事は、会計及び会務を監査し、総会に報告する。

(会議)

第7条 権利者会の会議（以下「会議」という。）は、総会及び役員会とし会長が招集する。

- 2 総会は、会員の2分の1以上、役員会は役員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 第3条の事業の推進にあたり、権利者会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、権利者会が別に定める。

(顧問)

第9条 第3条の事業の推進にあたり意見を聞くため、権利者会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て、決定する。

(事務局)

第10条 権利者会は、事務局を久喜市まちづくり推進部都市整備課に置き、権利者会の事務を処理する。

(経費)

第11条 権利者会の経費は、関係者からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 権利者会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもつて終わる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、権利者会が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年 8月31日から施行する。

【別図】（第2条関係）

